

公害防止管理者等の職務について

(1) ばい煙発生施設を設置している特定工場

| 管理者等の種類 | 職 務 |
|--------------------------------|--|
| 公害防止統括者 | 次の業務を統括管理すること（法第3条第1項、規則第3条） 1. ばい煙発生施設の使用の方法の監視並びにばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること 2. ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙の測定記録に関すること 3. 大気汚染防止法第17条第1項に規定するばい煙発生施設又は特定施設についての事故時の措置及びばい煙に係る緊急時の措置に関すること |
| 公害防止管理者 | 上の1～3の業務のうち技術的事項（法第4条第1項、規則第6条） a. 使用する燃料又は原料の検査 b. ばい煙発生施設の点検 c. ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 d. ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及びその結果の記録 e. 測定機器の点検及び補修 f. 特定施設についての事故時における応急の措置の実施 g. ばい煙に係る緊急時におけるばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用制限その他の必要措置の実施 |
| 公害防止主任管理者 | 公害防止管理者の業務に係る技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮すること（法第5条） |
| 公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理人 | 公害防止統括者、公害防止管理者または公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、それぞれの職務を代理して行うこと（法第6条） |

(2) 汚水等排出施設を設置している特定工場

| 管理者等の種類 | 職 務 |
|--------------------------------|---|
| 公害防止統括者 | 次の業務を統括管理すること（法第3条第1項、規則第3条） 1. 汚水等排出施設の使用の方法の監視並びに汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること 2. 排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及び記録に関すること 3. 水質汚濁防止法第14条の2第1項に規定する特定施設についての事故時の措置及び排水水に係る緊急時の措置に関すること |
| 公害防止管理者 | 上の1～3の業務のうち技術的事項（法第4条第1項、規則第6条） a. 使用する原材料の検査 b. 汚水等排出施設の点検 c. 汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 d. 排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定の実施及びその結果の記録 e. 測定機器の点検及び補修 f. 特定施設についての事故時における応急の措置の実施 g. 排水水に係る緊急時における排水水の量の減少その他の必要な措置の実施 |
| 公害防止主任管理者 | 公害防止管理者の業務に係る技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮すること（法第5条） |
| 公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理人 | 公害防止統括者、公害防止管理者または公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、それぞれの職務を代理して行うこと（法第6条） |

(3) 騒音発生施設を設置している特定工場

| 管理者等の種類 | 職 務 |
|-----------------------------|--|
| 公害防止統括者 | 次の業務を統括管理すること（法第3条第1項） 騒音発生施設の使用の方法及び配置その他騒音の防止の措置に関すること |
| 公害防止管理者 | 上の業務のうち技術的事項（法第4条第1項、規則第6条） a. 騒音発生施設の配置の改善 b. 騒音発生施設の点検 c. 騒音発生施設の操作の改善 d. 騒音を防止するための施設の操作、点検及び補修 |
| 公害防止統括者、 公害防止管理者の 代理人 | 公害防止統括者、公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、それぞれの職務を代理して行うこと（法第6条） |

(4) 振動発生施設を設置している特定工場

| 管理者等の種類 | 職 務 |
|-----------------------------|--|
| 公害防止統括者 | 次の業務を統括管理すること（法第3条第1項） 振動発生施設の使用の方法及び配置その他振動の防止の措置に関すること |
| 公害防止管理者 | 上の業務のうち技術的事項（法第4条第1項、規則第6条） a. 振動発生施設の配置の改善 b. 振動発生施設の点検 c. 振動発生施設の操作の改善 d. 振動を防止するための施設の操作、点検及び補修 |
| 公害防止統括者、 公害防止管理者の 代理人 | 公害防止統括者、公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、それぞれの職務を代理して行うこと（法第6条） |

(5) 一般粉じん発生施設を設置している特定工場

| 管理者等の種類 | 職 務 |
|-----------------------------|---|
| 公害防止統括者 | 次の業務を統括管理すること（法第3条第1項） 一般粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに一般粉じん発生施設から排出され、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。 |
| 公害防止管理者 | 上の業務のうち技術的事項（法第4条第1項、規則第6条） a. 使用する原材料の検査 b. 一般粉じん発生施設の点検 c. 一般粉じん発生施設から発生し、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 |
| 公害防止統括者、 公害防止管理者の 代理人 | 公害防止統括者、公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、それぞれの職務を代理して行うこと（法第6条） |

(6) 特定粉じん発生施設を設置している特定工場

| 管理者等の種類 | 職 務 |
|---------|--|
| 公害防止統括者 | 次の業務を統括管理すること（法第3条第1項、規則第3条） 特定粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに特定粉じん発生施設から排出され、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること 特定工場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度の測定及び記録に関すること |

| | |
|-----------------------------|---|
| 公害防止管理者 | 上の業務のうち技術的事項（法第4条第1項、規則第6条） a. 使用する原材料の検査 b. 特定粉じん発生施設の点検 c. 特定粉じん発生施設から発生し、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに付属する施設の操作、点検及び補修 |
| 公害防止統括者、 公害防止管理者の 代理者 | 公害防止統括者、公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、それぞれの職務を代理して行うこと（法第6条） |

（7）ダイオキシン類発生施設を設置している特定工場

| 管理者等の種類 | 職 務 |
|-----------------------------|---|
| 公害防止統括者 | 次の業務を統括管理すること（法第3条第1項、規則第3条） ダイオキシン類発生施設の使用の方法の監視並びにダイオキシン類発生施設において発生するダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する発生ガス又はダイオキシン類発生施設から排出される汚水若しくは廃液を処理するための施設及びこれに付属する施設の維持及び使用に関すること ダイオキシン類対策特別措置法第2条第3項に規定する排ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量の測定及び記録に関すること ダイオキシン類対策特別措置法第23条第1項に規定する特定施設についての事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関することと |
| 公害防止管理者 | 上の業務のうち技術的事項（法第4条第1項、規則第6条） a. 使用する燃料又は原材料の検査 b. ダイオキシン類発生施設の点検 c. ダイオキシン類発生施設から排出される排出ガス又は排出水を処理するための施設及びこれに付属する施設の操作、点検及び補修 d. 排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施及びその結果の記録 e. 測定機器の点検及び補修 f. 特定施設についての事故時における応急の措置の実施 g. 排出ガス又は排出水に係る緊急時における量の減少その他の必要な措置の実施 |
| 公害防止統括者、 公害防止管理者の 代理者 | 公害防止統括者、公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、それぞれの職務を代理して行うこと（法第6条） |